

●仮設建築物の種類と法の適用

仮設建築物の種類	適用除外となる規定		備考	存置期間	手続	根拠条文
	建築基準法	建築基準法施行令				
①非常災害用 応急仮設建築物 * 1	全部	全部	防火地域内に建築するものを除く	3か月以内 3か月超、2年以内	許可不要 許可要	建法85-1
②災害時公益的 応急仮設建築物 * 2	・6～7の6（確認・検査） ・12-1～4（定期報告） ・15（届出・統計） ・18（計画通知、15項を除く） ・19（敷地） ・21～23（大規模建築物） ・26（防火壁等） ・31（便所） ・33（避雷設備） ・34-2（非常用昇降機） ・35（避難・消火） ・36（以上の技術基準） ・37（材料の品質） ・39（災害危険区域）	・22（居室の床の高さ） ・28～30（便所の採光・換気） ・37（構造部材の耐久） ・41～43（木造の柱など） ・46（木造軸組） ・48（学校の木造校舎） ・49（外壁の防腐措置） ・67（鉄骨造接合部） ・70（鉄骨造柱の耐火） ・3章8節（構造計算） ・112（防火区画） ・114（界壁）	防火・準防火地域内の50㎡超建築物は、建法62条（屋根不燃）の適用あり	3か月以内	許可不要	建法85-2
				3か月超、2年以内 * 6	許可要	
③工所用現場事務所 * 3	・40（条例） ・3章（集団規定）	・129の2の4（建築設備の構造強度） ・129の13の2、3（非常用昇降機）	3	工事のために必要な期間	許可不要	
④仮設興行場等 * 4	・12-1～4（定期報告） ・21～27（大規模建築物等） ・31（便所） ・34-2（非常用昇降機） ・35の2（内装制限） ・35の3（無窓居室の構造） ・37（材料の品質） ・3章（集団規定）	・22（居室の床の高さ） ・28～30（便所の採光・換気） ・37（構造部材の耐久） ・46（木造軸組） ・49（外壁の防腐措置） ・67（鉄骨造接合部） ・70（鉄骨造柱の耐火） ・3章8節（構造計算） ・112（防火区画） ・114（界壁）		1年以内 （建替工所用の仮設店舗等は特定行政庁が必要と認める期間）	許可要	建法85-6
⑤特別仮設興行場 * 5		・5章の2（内装制限） ・129の2の4（高架水槽） ・129の13の2、3（非常用昇降機）	3	1年超の必要な期間	許可要 （建築審査会の同意）	建法85-7

25

1

(注) * 1：非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定する区域内で、災害の発生から3か月以内に着手する次のもの

- ①破損した建築物の応急の修繕
- ②国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- ③被災者が自ら使用するもので30㎡以内のもの
- * 2：停車場、官公署のほか* 1に掲げるものなど
- * 3：現場事務所、下小屋、材料置場など

* 4：ほかに博覧会建築物、仮設店舗、仮設住宅展示場、仮設選挙事務所など（高さは60m以下）

- * 5：国際的な規模の会議・競技会用建築物など
- * 6：災害の状況により建築物が不足する場合は、1年以内で再延長可
このとき建築審査会の同意が必要だが、学校・病院などは除外（▶建規10の15の8）

●耐火構造に関する取扱い

●最上階から数える階数のとり方 (耐火性能)

Fig. 1 原則

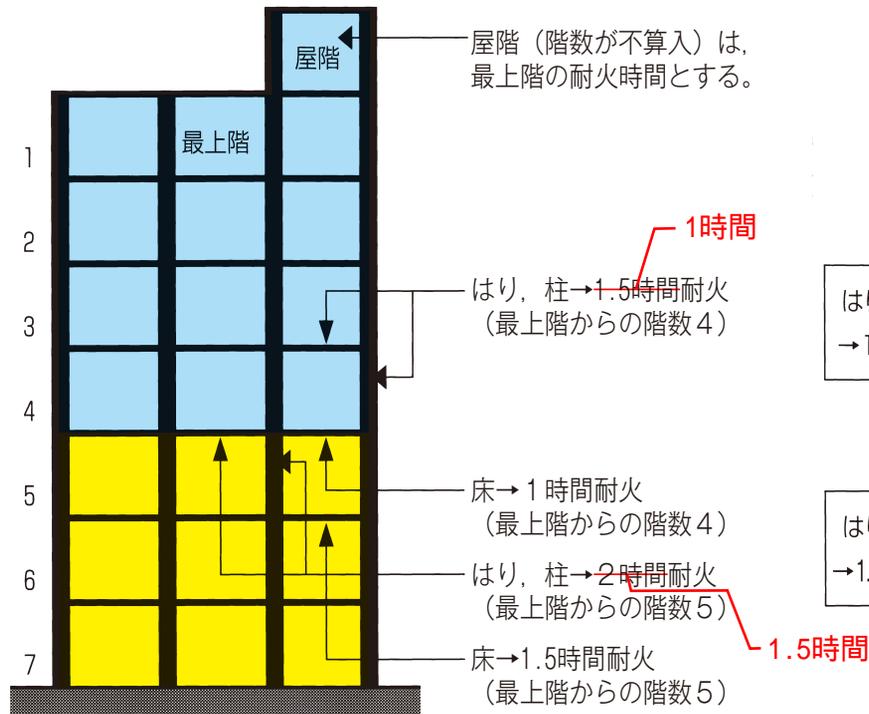


Fig. 2 吹抜き等により部分的に階数が異なる場合

